墨田区制度融資　借換(一本化)の概要

限度額の範囲内で追加融資を希望する場合、墨田区商工業融資で既存の東京信用保証協会保証付きの融資残高と追加融資額を合算(一本化)して返済することができます。

1. 対象資金及び限度額等

対象資金名	限度額	返済期間	利率	利子補助
運転資金	1,500万円	5年	2.2%	1.0%
設備・環境改善資金	3,000万円※	9年	2.2%	2.2%
経営安定資金	2,000万円	7年	2.0%	1.8%
小規模企業資金（小口零細企業保証）	2,000万円	5年	2.0%	1.0%

※令和２年３月末終了の「設備資金」の残額を含みます。

2. あっせん条件(次の条件をすべて満たす必要があります。)

(1) 墨田区商工業融資の各対象資金の申込要件に該当すること。

(2) 一本化する資金(運転資金、設備・環境改善資金、小規模企業資金)は、
墨田区商工業融資の同一資金で元金を6か月以上約定返済を行っていて、
東京信用保証協会付であること。ただし、条件変更を行った資金については、
区の要綱に基づいて返済期間の条件変更したもの以外は一本化できない。
※経営安定資金は元金の返済が始まる前(据置期間中も含む)の事業者も一本化可能。
(既存融資残高の返済のみの利用は不可。)

(4) 借入希望金融機関は、一本化する資金と同一金融機関かつ同一支店であること。

(5) 融資限度額及び返済期間は、対象資金のとおり。
※一本化した融資に据置期間を置くことはできない。(経営安定資金は12か月以内の据置可)

(6) 東京信用保証協会の保証を付すこと。

(7) 融資実行後、既存融資を繰上完済すること。

3. 信用保証料補助

・ 経営安定資金については全額補助
・ 小規模企業資金については、一定の条件を満たす場合、信用保証料の2分の1を都が補助。

4. 必要書類

(1) 対象資金の通常の申込書類及び添付書類(経営安定資金は認定申請書及び添付書類も必要)
(2) 墨田区商工業融資一本化依頼書・確認承諾書(経営安定資金は専用一本化依頼書・確認承諾書)
(3) 信用保証書の写し
(信用保証協会の保証番号が記載されているもの)

5. その他

(1) 融資実行後、一本化する資金の融資残額の繰上完済を行ってから、「墨田区商工業融資者回答書」と一緒に繰上完済した資金の「墨田区商工業融資者償還終了報告書」を提出してください。
(2) 一本化に伴い、現在ご利用中の融資に係る保証料の一部が保証協会から返戻されます。
信用保証料補助の対象である融資を一本化した場合、区は新たな融資の保証料から返戻保証料を差し引いた額の補助を行います。